（介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第三十条　介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十二年厚生省令第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令	介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令
（趣旨）	（趣旨）
第一条　介護保険の調整交付金及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百二十三条の三第一項及び第二項に規定する交付金の交付額の算定に関しては、この省令の定めるところによる。	**第一条**　介護保険の調整交付金の交付額の算定に関しては、この省令の定めるところによる。
（調整基準標準給付費額）	（調整基準標準給付費額）
第三条　前条の調整基準標準給付費額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。	**第三条**　前条の調整基準標準給付費額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。
一　前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る次に掲げる介護給付に要した費用の額であって当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額	一　前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る次に掲げる介護給付に要した費用の額であって当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額
イ　居宅介護サービス費の支給（法第四十一条第六項の規定により指定居宅サービス事業者（同条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）に対して支払われるものに限る。）	イ　居宅介護サービス費の支給（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十一条第六項の規定により指定居宅サービス事業者（同条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）に対して支払われるものに限る。）
ロ～ホ　（略）	ロ～ホ　（略）
二～四　（略）	二～四　（略）
2　（略）	2　（略）
（法第百二十二条の三第一項及び第二項に規定する交付金の交付）	（新設）
第十条　法第百二十二条の三第一項に規定する交付金は、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）第一条の四第一項に規定する市町村に対し、同項に規定する状況を示す指標ごとに算定した点数に基づいて算定した額を交付する。	
2　法第百二十二条の三第二項に規定する交付金は、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第一条の四第二項に規定する都道府県に対し、同項に規定する状況を示す指標ごとに算定した点数に基づいて算定した額を交付する。	

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第三十一条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係）	**別表第一**（第三条及び第四条関係）
表一	表一
（略）　（略）	（略）　（略）
再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百十号）	再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百十号）